

主婦の職業活動とその子供の 保育について。

藤 木 光 夫

職業婦人の増加

最近における婦人の就職状態をみると、昭和30年に492万人であったものが、昭和42年には1032万人となって、約10年間に2倍以上になった。これを全就職者(男女をあわせた)についてみると、婦人の就職率は、昭和30年の29.1%から昭和42年には33%に上昇している。また昭和30年から昭和40年にかけての、全就職者の伸び率をみると、男子の59.5%増に対し、婦人の場合は77.4%と、男子を上回っている。このように、婦人の就職率の上昇した原因をみると、戦後のめざましい婦人教育の普及に伴い、男女の能力差がなくなり、婦人の職域が広がったこと、婦人に適した職種が増加したこと、若年労働者の不足、人件費が安いこと、パートタイマー制の増加したことなどがかんがえられる。

婦人就職者の種類別

婦人就職者の年齢別をみると第1表の通りで、

第1表

年 別	計	～20才	20才～29才	30才～39才	40才～49才	50才～
昭和35年	100	25.3	40.3	16.3	11.3	6.8
〃 40年	100	19.7	39.2	17.6	14.2	9.3

20才未満のものが減少し、30才以上のものが増加している。

つぎにこれを、未婚、既婚者別にみると第2表の通りで

第2表

年 別	計	未 婚 者	既 婚 者	そ の 他
昭 和 30 年	100	64.6	21.0	14.4
昭 和 35 年	100	62.4	25.0	12.6
昭 和 40 年	100	54.1	34.3	11.6

未婚者の就職が減少し既婚者の就職率が増加している。

さらにその就職理由についてみると第3表の通りで

第3表 女子パートタイマーの実情調査 労働省(複数回答方式)

理由別 配偶 関係	生活費 を得る ため	生活費 のたし にする	買った もの がある	子ども の学資	老後の ための 貯金	旅行等 のレジャ ー	結婚 費用	こづか いを得 るため	内職よ り収入 がよい	家にこ もって いたく ない	能力や 技術を 生かし たい
未 婚	32.4	15.2	58.0	—	2.3	45.9	41.7	53.0	1.6	22.4	5.5
既 婚	19.4	51.9	22.5	35.8	8.5	5.9	0.6	23.4	22.5	23.2	1.2

未婚者では、買いたいものがあるから、こづかいを得るため、旅行やレジャーの費用を得るため、結婚費用をつくるため、生活費を得るため、家にこもっていたくないため等の順になっており、既婚者では、生活費のたしにするため、子どもの学資をつくるため、こづかいがほしいため、買いたいものがあるため、内職より収入がよいため、家にこもっていたくないため、生活費を得るため等の順になっており、未婚者においては、こづかい、レジャー、結婚費用をつくる等が上位を占めており、既婚者においては、生活費のたしにする、子どもの学資をつくる、買いたいものがあるなどが主なる理由にあげられている。つぎに、家にこもっていたくないという理由が、未婚者よりも、既婚者の方に多いのは、考えさせられることである。一応以上からみると、未婚者では結婚費用を得るためのほかは、おもにレジャーを楽しむために働くのが大きな目標であり、既婚者においては、家庭生活を支えるためと、子どもの教育についての苦心がにじみでている。

主婦の就職と子どもの保育

消費生活の高度化と、物価の高騰、進学率の上昇など、家庭における経済的負担の急増は、主婦の就職意欲をたかめるようになった、これが、最近労働者の不足にあえいでいる産業界の要望と合致し、主婦の就職率をたかめる原因になったものと思われる。主婦の就職理由のうちで、家庭にこもっていたくないというのが割合多いが、これは戦後女子教育が著しく発展した結果によるもので、高度の専門知識を有する婦人が、経済的な理由だけでなく、男性と同等に社会活動に参加し、専門の職業をもち、文化の発展に努力しようとするのは当然のことであり、大いに歓迎しなければならない。ただここで問題となるのは、幼ない子どものある主婦の場合、子どもの保育について考える必要がある。子どもの人格形成に最も必要とされている、母親の愛と保護をどうして与えるかということである。

主婦の就職と家庭生活、とくに年少の子ども保育ということについて、個人はもちろん事業場、地方公共団体、国、などがよく考えなければならない。そこで就職している主婦は、その子どもの保育をどうしているか、このことについて、労働省の行なった、女子パートタイマーの調査を見ると、次のような結果がでている。

表4 小学生の保育

小学生の子どものある 女子パート タイマー 計	放課後は 仕事のな い主婦	放課後も 仕事のあ る主婦	放 課 後 の 保 育 状 況							不 明
			小 計	家 族	近 所 の 人	学 童 保 育	誰 も み て い な い	そ の 他	不 明	
100.0	15.3	84.4	100.0	41.8	13.5	0.6	37.8	6.0	0.3	0.3

表5 学令前の子どもの保育状況

学令前の子どものある パートタイマー 計	幼 稚 園	保 育 所	家 族	近 所 の 人	誰 も 見 て い な い	そ の 他	不 明
100.0	21.4	29.4	40.1	0.7	0.2	5.3	2.9

この表のように、小学生においては、だれもみていないものが37.8%、近所の人が見てくれているというのが13.5%計51.3%ありこうした小学生が、放課後、家族が帰宅するまでいわゆる「鍵っ子」という状態で放任されている。ついで学令前の子どもについてみると、幼稚園、保育所で保育されているものが50.8%となっているが、幼稚園の放課後と保

育所の土曜日の午後における保育について問題が生じてくる。

保育所とその運営について、

保育所は、第二次大戦前までは託児所とっており、おもに婦人の労働を助けるために設けられた施設であった。この託児所の由来をみると、1890年赤沢鐘美氏(新潟県人)が、新潟市東湊町に漢学塾(静修学校)を開設して、青少年を訓育していたが、塾生のなかで貧しい家庭の子どもで、幼児を背負ってくるのが多いので、赤沢夫婦はその幼児を別室で保護した。このような、子守学校(明治のはじめからはじまり、とくに明治の後期にさかんとなった。その代表的なものとしては、群馬県の私立樹徳子守学校があり、明治35年から昭和初期まで子守に簡易な小学校教育や、乳幼児の扱い方などを教えていた。)が託児所となったが、昭和22年児童福祉法によって、保育所が設置されるようになった。この保育所は知事の認可を受け、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳幼児またはとくに必要があるときは、低学年児童などの保育を目的として設けられたもので、市町村長は、保護者の労働または病気などの理由で、保育に欠ける児童があるときは、保育所に入所させなければならない、もし保育所のないときは、これにかわって適切な保護をしなければならないことになっている。

厚生省の調査によると、昭和42年3月1日現在における保育所数は次の通りで

表6 設置者別保育所数、定員、入所児童数

	保育所数	定員数	入所児童数
総数	11,701	929,080	866,898
公立	7,228	580,325	529,722
私立	4,473	348,755	337,176

(昭和42年3月厚生省児童、家庭局調査)

入所児童数が定員を下まっているように見えるが、必要な地域に適当に配置されているかどうかということを考えねばならない。近頃のように、住宅が都市の中心部から遠くなると、保育所の配置問題がおこってくる。また都心から離れた地域の保育所では、育児の健康診断や診療、健康観察などが十分に行うことができるかどうか、一方職場が遠いため、保護者が仕事をおわって、保育所に子どもを迎えにくるのがおそくなるために、保育所の職員の勤務時間がながくなるなどの問題がおこってくる。保育所の職員のなかにも、子どものある者があるから、保育時間が長くなると、二部制勤務が必要となり、職員の増員ということも考えなければならなくなってくる。こうした問題について、公の機関と民間の協力によって解決した例がある。

例1

大阪府東大阪市北蛇草保育所の1地域に約900世帯(3200人)があるが、住民のほとんどのものが低収入で、30%のものが生活保護をうけているが、この地域のものは、生活のために、母親が内職したり、働きに出なければならないので、その子どもは誰れにもかまってもらえず放任の状態におかれていたので、かねてから、住民のあいだで母親が安心して働くために、子どもを預かってくれる施設の設置が要望されていたが、なかなか実現のはこびに至らなかったのでついには地域運動にまで発展した、一方市当局においても調査研

究をかさねた結果、昭和42年1月、1歳未満から学令までの子どもたちを対象とする保育所を設置した。しかしさて開設してみると、保育所の保育時間が午前9時から午後5時までで、実際に働く母親にとっては十分といえなかった。それは午後5時になっても、仕事の関係で子どもを、保育所に迎えに行くことができないものが多く、ために、保母たちは、母親が迎えにくるまで、勤務しなければならないし、母親は保育時間を考えると、落ち着いて仕事ができないという不都合が生じてきたので、長時間保育の必要にせまられ、昭和41年8月から母親たちの願いが入れられて、保育時間が午後7時まで延長されるようになった。

こうした保育時間の延長は保母の大きな負担となったので、保母と母親の話しあいの結果保母も働く女性であり、働く女性ということでは、預ける方も預かる方も同じで、保母の犠牲にたよるだけでは、不合理であるということから、保母と母親が手を取りあって、市と交渉して、昭和43年4月から、保母の二交代制勤務が実施されるようになり、保母は午前8時から午後2時までの組と午後1時から午後7時30分までの組の2部制（土曜日と同じ）になり、120名の保育児に対して32名の正規の保母と別に補欠として数名のアルバイトの保母がおかれており、その規模方式とも、全国でもっとも優れたものといわれている。またその保育の内容をみると、保育料の保護者負担額も低く、保育児の3分の2が生活保護世帯なので無料、その他のものも3歳未満児は月600円、3歳以上の子どもは月400円と定められており、委託家庭の収入に対して、無理のない額が定められている。子どもの給食は昼と夕方の2食、おやつも午前と午後の2回与えられることになっており、子どもの健康保全のために、月1回の健康診断も行われ、費用は市が負担している。このような施策の成果として、保育所開所当時、保育児の3分の2以上もあった、栄養失調児がほとんどなくなったといわれている、そしてこうした保育に対して市の支出した経費は年間約2000万円である。

しかしこの保育所にもなおいくつもの問題があった、その1つは午後勤務の保母の場合は、帰宅するのが夜の9時、10時になることが多いので、強度の精神的、肉体的疲労におちることである。また保母は週1回夜間に保育児の家庭を訪問して、子どもの母親たちと、保育に関する話しあいをしているが、これはふだん、自分の子どもと接する時間の少ない母親たちに大きな関心をもたれており期待されているので、時間がかかり、それがまた保母の過労の原因となっている。そこでより効果的な仕事をするためには、保母の増員が必要となる。そのほか保育児童のなかには、母親が迎えに来たときには、保育所であたえられた軽い夕食を食べただけで眠ってしまっており（11時間保育の子どももある）、一家団らんの楽しみを味わうことのできない子どもたちもあるので、これが対策に苦心しているという。

例2

これは例1の場合とちがって、経済的には困っていないが、職業をもっている母が、保育所にあづけている子どもが病気にかかったとき、安心して働くことができるように病児保育室を設けた例である。

大阪府枚方市香里園団地保育所の父母たちが、小児科医師の援助のもとにつくつたもので、病児の保育のために、公立の病児保育室をつくつたのは、全国でもはじめてのものといわれている。この病児保育室は、保育所の近くにある（歩いて7、8分）、同市医師会所属の診療所に設けられており、子どもが病気にかかったときは、親が直接病児をあづけ

に行くことになっている。この診療所には小児科、眼科、耳鼻科などがあり、親たちは安心して病児をあづけることができ、感謝されている。この団地保育所は、共働き家庭の乳幼児、120人が収容されているが、まえば、職員室の一隅にベットが1台あってだけで、子どもが病気になると、職場の両親に連絡して、家庭にひきとってもらい、家族に看病さすようにしていたが、ここの保育児の母親たちの職業は、教師、大学講師、看護婦、医師、弁護士、会社員などで専門職が多く、休暇がとりにくく、病児の看病と職業のいたばさみになって、苦しんだ経験者も多く、なかには、子どもの看病のために欠勤したため、職場を失った母親もあったので、20歳から30歳代の若い父親たちが率先して、病児保育室の設置運動を行い、そのために体験記の作成、街頭署名運動、はては子どもを抱いて、市の関係者の自宅に押しかけて陳じょうするなど、交渉をかさねた結果ついに、こうした人々の熱意が市を動かし、今日の成果をおさめることができたのである。しかしここにも幾多の問題が残されている。その1つは、子どものかかりやすい麻疹や水痘などの伝染性の病気が発生したときここには、隔離室がないので収容することができないことである。

以上述べた2例は、保育に関して熱心な人々の地域活動が結実した成果として、新聞紙上にもとりあげられたものであるが、わが国における多くの保育所が、この例にほど遠いものであることを思うと、悲しみにたえない。

次に前に示した表5にある、厚生省児童家庭局の調査表によると、全国の保育所の入所児童数が、定員を割っているが、厚生白書にも述べているように、保育所の適正配置ということを考えねばならない。保育所の所在地が遠いため、子どもの朝夕の送り迎えに時間がかかるため、子どもをあづけたくても利用できないものもある。また、1歳未満の乳児の場合はどこの保育所でもあづかってくれるとは限らず、利用範囲がせまくなり、働く母親の大きな悩みになっている。

子どもを抱えて働いている、母親たちがその子どもの保育をどのようにしているかについて、兵庫県尼崎市の調査をみるとつぎのようになっている。

1 市内の保育所数市立31、私立6、でその収容定員は両者あわせて、2070余人であるが、各保育所は満員で、入所を希望しているものがまだ560人あまりいる。

2 会社などが従業員のために開設しているものと、有志が共同で設けている無認可保育所が3ヶ所ある。また主婦たちがアルバイトで、近所の子どもを2、3人ぐらいつつ預っているものが36ヶ所（300人余の乳幼児）ほどあるが、これは判明したものだけで、完全に調査ができないので、実際数はさらに多いものと考えられるといっている。このような無認可保育所が多いのは、1歳未満の乳児を預る保育所が少いこと、保育所の収容能力が少いこと、保育所に遠いこと、土曜日は保育所の勤務時間が午前中であるから、午後の保育を欠くことなどが、おもな理由になっている。

尼崎市においては、公私立37ヶ所の保育所における、1歳未満児の収容能力は全保育所をあわせて、わずかに33人でとても要求に応じることができないので、乳児を抱えて働いている母親たちは、やむをえず、近所の人に子どもを預けて、働たらきにでている状態で、完全な乳児収容施設が1日も早く設けられることを望んでいる。そこで市においても昭和45年度中に、各支所管内の交通の便のよい保育所を1つづつえらんで1歳未満児専用の保育所を併設する計画をたてているが施設の充実と技術者の問題に悩んでいる。

子どもの教育（とくに家庭教育）ということを考えると、乳幼児をもつ母親が、家庭をはなれて働きに出ることはだれもこのまないだろうが、現在の生活のために働たらかなけ

ればならない母親が多い実情である。むかしは女性（とくに母親）の職場というものが限られその門もせまかったが、最近わが国では若年労働者が極度に不足して需要を満たすことができなくなってきたうえに、産業、経済、の目ざましい発展はさらに多くの労働力を必要としその打開策として、労働年令の引きあげと婦人の労働力に頼らざるを得なくなってきたものといえる。産業施設の改善や機械力の投入はある程度人間の労働力を補い能率を高めることができるが、それにしても、最少限の必要人員を確保しなければ事業経営は成立しない、現に必要な人員があれば、経済的に運営可能な事業が、労働力（者）を得られないために経営が行きづまり、いはゆる黒字到産をしたという例もある、猫の手でも借りたいというこうした職場では、婦人の労働力を求めるようになり、また婦人の働きよい条件(パートタイム)を提示しているので、自然と婦人の就職率が増加するようになった。またはじめはパートタイム制で働いていたものが、全日勤務するとその収入が倍加するので、自然と終日勤務になるケースが多くなり、子どもの保育の問題がおこってくる。いづれにしても婦人が働くことは1つの時流でいまにわかにかこれを抑止することはむづかしい。

一家の主人だけの収入で生活ができれば母親の就職問題は幾分か緩和されるかもしれないが、家庭生活の高度化と、消費物資の高騰は婦人の労働意欲を抑えることができないだろうから、保育所の増設と改善は今後ますます大きな社会問題となるであろう。

参 考 書 類

大 阪 毎 日 新 聞
国 民 生 活 白 書
厚 生 白 書